令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

4月分については対象案件はありません。

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	雨水レベルアップ整備工事　中の島・片山第２及び３工区修正設計業務（その２）	立坑位置の検討及び詳細設計　１業務 防災施設の検討及び詳細設計　１業務	令和 4年 5月 9日　から 令和 5年 3月20日　まで （令和 4年 5月 9日）	大阪府吹田市南金田２丁目３番２６号 （株）極東技エコンサルタント	3,729,000円	現在実施している吹田市公共下水道事業　雨水レベルアップ整備工事　中の島・片山第２及び３工区（以下、「本工事」という。）について、下水道施設の施工時に支障となる架空線（電線及び通信線等）を可能な限り移設しましたが、どうしても移設困難な架空線が残り、現在の施工位置では施工時に架空線とクレーン等の使用機械が接触するため、下水道施設自体の位置を再検討する必要が生じました。また、道路管理者（大阪府）と協議を実施した結果、施工範囲内の道路上にある大阪府防災施設の復旧方法を、再検討することとなりました。 これらの業務を行うには、過去の業務成果（基本設計、実施設計）で複雑な下水の流れや地中の状況、各地下埋設物や架空線の状況などを把握し、施設設計を立案している（株）極東技エコンサルタントが実施すれば、動的解析（シミュレーション）による下水の流下状況の再検討や設計計画の立案、構造検討、また現地調査や各地下埋設物などの調査にかかる作業を大幅に縮減することが可能になり、費用面でも有利となり、効率的に業務を進めることが可能となります。 以上のことから、本工事の基本設計及び実施設計の請負者である（株）極東技エコンサルタントと随意契約を行うものです。 随契ガイドライン令第167条の2第1項第6号 （地方公営企業法第21条の14第1項第6号に読替え） 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【測量・建設コンサルタント等業務】 （２）既に締結されている別の契約の業務と密接な関係性を有する業務内容で、当該別の契約の請負者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき。に該当

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市立北千里市民プール管理棟 耐震補強工事設計業務	吹田市立北千里市民プール管理棟 耐震補強工事に伴う設計業務一式	令和 4年 6月13日　から 令和 5年 3月15日　まで （令和4年6月13日）	大阪府東大阪市新喜多２丁目６番 ２７－３０２５号 （有）リュウアーキテクツ	9,185,000円	本業務は、吹田市立北千里市民プール管理棟耐震補強工事に係る設計業務です。 従前より耐震補強工事を目的として行う耐震診断業務については、耐震診断と耐震補強計画を一括して発注するものですが、当該施設は耐震補強工事を行う可能性の他、施設利用が不可能となり取り壊しの判断をなされることが想定されたため、耐震診断のみを実施し、補強計画は行いませんでした。 今般、耐震診断結果を踏まえ、公共施設最適化推進委員会の検討を経て耐震補強工事を行うこととなりました。耐震補強計画及び実施設計は、耐震診断に基づいて実際の補強位置を検討し進めていく一連の業務であり、密接な関連性を有しています。 令和2年度に耐震診断業務を行った有限会社リュウアーキテクツに本業務を発注した場合、当時の現地調査により施設状況を把握済みのため、利用者に支障の無い補強位置を効率的に計画することができます。また、別の事業者に発注した場合は、既存構造体の評価の見直し作業及び耐震基準を満たすことのできる補強位置の確認作業が必要となり、追加の委託費用が発生することから、経費面についても同社に発注した方が有利です。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、競争入札に付することが不利と認められるため、同社との随意契約をするものです。 随意契約ガイドライン該当項目 （地方自治法施行令第167条の2第１項第6号） 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【測量・建設コンサルタント等業務】 （2）既に締結されている別の契約の業務と密接な関係性を有する業務内容で、当該別の契約の請負者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき。に該当

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	吹田市公共下水道事業　春日排水区雨水管路整備工事修正設計業務	管路施設実施設計 設計業務 管路施設実施設計業務 （耐震設計　L1,L2含む） ・推進工法（中・大口径）　L=234m 測量業務 路線測量　一式 ・縦断測量　L=0.190km ・横断測量　L=0.190km ・中心線測量　L=0.234km	令和 4年 6月24日　から 令和 5年 3月20日　まで （令和4年 6月24日）	大阪府東大阪市永和2丁目13番9号 （株）エハラ	5,885,000円	桃山台5丁目地内ほかの雨水管路の整備のため、令和2年度に『春日排水区ほか雨水管路整備工事実施設計業務』（受託者：（株エハラ）を行い、その設計完了後の令和3年度に、対象地区上流部で開発事業が計画され始め、住宅が建設されることが判明し、建設される住宅の雨水管からの急激な雨水排水の増大が見込まれるため、当初業務に延伸して下水管路整備を行う必要が生じました。このことに伴い令和2年度成果内容の全般的な見直しが必要となったため、新たに再検討を実施(修正設計)するものです。これらの検討には、過去の成果をもとに設計内容の見直しと修正を行う必要があることから、令和2年度に完了している実施設計の受託者である（株）エハラと「春日排水区雨水管路整備工事修正設計業務」について随意契約をするものです。 なお、（株）エハラと随意契約する場合、全体的な内容を把握しており、事前の資料精査、現場調査の作業、構造の基礎検討等が不要となることから効率的に業務を行うことができ、経費面でも、それらの業務に係る費用を削減が見込めるため、有利となります。 随契ガイドライン令第167条の2第1項第6号 （地方公営企業法第21条の14第1項第6号に読替え） 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【測量・建設コンサルタント等業務】 （2）既に締結されている別の契約の業務と密接な関係性を有する業務内容で、当該別の契約の請負者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき。に該当

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事監理業務	吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事に伴う監理業務一式	令和4年7月　6日　から 令和5年9月29日　まで （令和4年7月 6日）	京都府京都市左京区仁王門通川端東入新丸太町３７番地の６ （株）三宅建築事務所	19,998,000円	本業務は、吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事に係る工事監理です。 本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、設計上重要な内容を熟知するだけでなく、設計意図が施工に正しく反映されることを、遅延なく詳細に確認する必要があります。 そのため令和2年度から3年度に吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事設計業務を行った株式会社三宅建築事務所に本業務を委託することが、適切な工事監理を行う上でより効果的であると考えられます。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。 吹田市随意契約ガイドライン （1）契約の相手方が特定されるとき。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号【測量・建設コンサルタント等業務】 カ　特定の者でなければ役務を提供することができないとき。⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	豊津・江坂・南吹田地域備蓄倉庫整備工事監理業務	豊津・江坂・南吹田地域備蓄倉庫整備工事に伴う監理業務一式	令和4年7月19日　から 令和5年2月15日　まで （令和4年7月19日）	大阪府大阪市中央区安土町１丁目７番２０号 （株）器設計	4,400,000円	本業務は、豊津・江坂・南吹田地域備蓄倉庫整備工事に係る工事監理です。 当該工事は防災用備蓄倉庫の新築工事であり、本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、設計上重要な内容を熟知するだけでなく、設計意図が施工に正しく反映されることを、遅延なく詳細に確認する必要があります。 令和3年度に豊津・江坂・南吹田地域備蓄倉庫整備工事設計業務を行った株式会社器設計は、本業務の適切な履行に不可欠な経験等を有していることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、同社と随意契約をするものです。 吹田市随意契約ガイドライン （1）契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第２号【測量・建設コンサルタント等業務】 カ　特定の者でなければ役務を提供することができないとき⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	総務部 契約検査室	吹田市立岸部第二小学校特別教室改修工事	特別教室改修工事　一式	令和4年7月27日　から 令和4年9月 2日　まで （令和4年7月27日）	大阪府吹田市山田東１丁目３５番１２号 （株）ナカイ建設	9,020,000円	小中学校の大規模改造工事では、普通教室と支援教室の内装工事を行っておりますが、令和4年度に大規模改造工事を施工中の岸部第二小学校から「大規模改造工事の設計時点では改修の対象となっていなかった英語教室を修繕してもらいたい。」との要望がありました。現地調査を行ったところ、大規模改造工事を実施する教室と同様に老朽化が進んでおり改修工事を行う必要があることが判明したため、新たに特別教室改修工事を執行するものです。 なお、本工事は、現に施工中の「吹田市立岸部第二小学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事（建築工事）の受注者「株式会社ナカイ建設」に発注することで、工期の短縮、経費の削減、安全、円滑かつ適切な施工が確保できる等の理由から有利と認められます。また、「吹田市立岸部第二小学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事（建築工事）」と同時に実施することで、国庫補助金の対象とできることからも有益であるため、地方自治施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約をするものです。 吹田市随意契約ガイドライン 令167条の2第1項第6号 入札に付することが不利と認められるとき 【建築工事】（1）現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。に該当

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	総務部 契約検査室	吹田市立津雲台小学校特別教室改修工事	特別教室改修工事　一式	令和4年7月27日　から 令和4年9月　2日　まで （令和4年7月27日）	大阪府吹田市内本町２丁目１６番１５号 岩本工業（株）	5,203,000円	小中学校の大規模改造工事では、普通教室と支援教室の内装工事を行っておりますが、令和4年度に大規模改造工事を施工中の津雲台小学校から「大規模改造工事の設計時点では改修の対象となっていなかった音楽室を修繕してもらいたい。」との要望がありました。現地調査を行ったところ、大規模改造工事を実施する教室と同様に老朽化が進んでおり改修工事を行う必要があることが判明したため、新たに特別教室改修工事を執行するものです。 なお、本工事は、現に施工中の「吹田市立津雲台小学校校舎大規模改造2期工事（建築工事）」の受注者「岩本工業株式会社」に発注することで、工期の短縮、経費の削減、安全、円滑かつ適切な施工が確保できる等の理由から有利と認められます。また、「吹田市立津雲台小学校校舎大規模改造２期工事（建築工事）」と同時に実施することで、国庫補助金の対象とできることからも有益であるため、地方自治施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約するものです。 吹田市随意契約ガイドライン 令167条の2第1項第6号 入札に付することが不利と認められるとき 【建築工事】（1）現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。に該当

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市立千里第三小学校昇降機設置工事監理業務	昇降機設置工事に伴う監理業務　一式	令和4年8月16日　から 令和5年3月15日　まで （令和4年8月16日）	大阪府大阪市中央区瓦町3丁目3番7号 （株）小河建築設計事務所	4,235,000円	本業務は、増築を伴う吹田市立千里第三小学校昇降機設置工事に係る工事監理です。 本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、設計上重要な内容を熟知するだけでなく、設計意図が施工に正しく反映されることを、遅延なく詳細に確認する必要があります。 令和3年度から令和4年度に、吹田市立千里第三小学校昇降機設置工事設計業務を行った株式会社小河建築設計事務所は、本業務の適切な履行に不可欠な経験等を有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約をするものです。 吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （1）契約の相手方が特定されるとき 【測量・建設コンサルタント等業務】 カ特定の者でなければ役務を提供することができないとき⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当

9月分については対象案件はありません。

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市南消防署南正雀出張所建設工事監理業務	吹田市南消防署南正雀出張所建設工事に伴う監理業務一式	令和4年10月12日　から 令和5年　9月 1日　まで （令和4年10月12日）	大阪府大阪市浪速区元町２丁目２番１２号 （株）阿波設計事務所	13,607,000円	本業務は、吹田市南消防署南正雀出張所建設工事に係る工事監理です。 本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、設計上重要な内容を熟知するだけでなく、設計意図が施工に正しく反映されることを、遅延なく詳細に確認する必要があります。 令和3年度から4年度に吹田市南消防署南正雀出張所移転建替工事設計業務を行った株式会社阿波設計事務所は、本業務の適切な履行に不可欠な経験等を有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。 吹田市随意契約ガイドライン該当項目 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （1）契約の相手方が特定されるとき 【測量・建設コンサルタント等業務】 カ特定の者でなければ役務を提供することができないとき。⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	吹田市南吹田下水処理場汚泥前処理機械設備附帯工事	汚泥前処理附帯設備　一式	令和 4年10月　7日　から 令和 5年　3月15日　まで （令和 4年10月 7日）	大阪府大阪市北区小松原町２番４号 メタウォーター（株）　関西営業部	37,400,000円	本工事は、吹田市南吹田下水処理場汚泥前処理機械設備工事（以下「本体工事」という）に伴う工事で、内容は脱臭ダクト等の改造、工水を送水する工水給水ユニットの設置及び上澄水配管・消火水配管・ホッパードレン管のつなぎ替えです。 　本工事は、本体工事で施工する汚泥前処理設備の工水送水用配管、ホッパードレン管のつなぎ替え及び本体工事の施工に際して生じる脱臭ダクト等の改造であり、　本体工事の状況により本工事の内容が変わるため、本体工事契約後に検討することが効率的であること、本体工事と工事箇所、内容が錯そうしていること等、本体工事の機器製作後の機器据付時期に合わせて施工する必要があります。そのため、本体工事と同一施工者に施工させた場合、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利となります。よって本工事は、地方公営企業法施行令21条の14第1項第6号を適用し、本体工事の受注者であるメタウォーター株式会社関西営業部との随意契約を行うものです。 吹田市随意契約ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に読替え） 　競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 （1）現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるときに該当）

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事（その1）	人孔蓋取替工　25か所 附帯工　一式	令和 4年10月 7日　から 令和 5年　1月10日　まで （令和4年10月 7日）	大阪府吹田市山手町4丁目4番5号 （株）堀田工務店	3,223,000円	本工事は、吹田市山田西3丁目地内において、吹田市水道部執行の「山田西3丁目配水管φ100㎜～φ200㎜布設替工事跡道路本復旧工事(その1)」（以下、「水道工事」という）の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。 なお、本工事の施工場所は、水道工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮が図られ、また合算経費の適用により経費縮減が図れる等の大きな利点があることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、水道工事の受注者である株式会社堀田工務店と随意契約を行うものです。 吹田市随意契約ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に読替え） 　競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 （3）他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事（その3）	人孔蓋取替工　20か所 附帯工　一式	令和 4年10月18日　から 令和 4年12月26日　まで （令和 4年10月18日）	大阪府吹田市上山手町8番5号 寿功建設（株）	3,157,000円	本工事は、吹田市穂波町地内において、吹田市水道部執行の「穂波町配水管φ100㎜～φ300㎜布設替工事跡道路本復旧工事(その1)」（以下、「水道工事」という）の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。 なお、本工事の施工場所は、水道工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮が図られ、また合算経費の適用により経費縮減が図れる等の大きな利点があることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、水道工事の受注者である寿功建設株式会社と随意契約するものです。 吹田市随意契約ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に読み替え） 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 （3）他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事（その4）	人孔蓋取替工　27か所 附帯工　　一式	令和 4年11月30日　から 令和 5年　2月 8日　まで （令和 4年11月30日）	大阪府吹田市岸部南1丁目24番23－509号 大東和建設（株）	3,465,000円	本工事は、吹田市山田西3丁目地内において、吹田市水道部執行の「山田西3丁目配水管φ100㎜～φ200㎜布設替工事跡道路本復旧工事(その2)」（以下、「水道工事」という）の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。 なお、本工事の施工場所は、水道工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮が図られ、また合算経費の適用により経費縮減が図れる等の大きな利点があることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、水道工事の受注者である大東和建設株式会社と随意契約を行うものです。 随契ガイドライン該当項目 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号） 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 （3）他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。

12月分については対象案件はありません。

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事（その5）	人孔蓋取替工　10か所 汚水桝蓋取替工 47か所 附帯工　　一式	令和 5年 1月24日　から 令和 5年 3月10日　まで （令和 5年1月24日）	大阪府吹田市朝日が丘町34番22号 （株）北永	3,850,000円	本工事は、吹田市日の出町地内において、吹田市水道部執行の「日の出町配水管φ50㎜～φ150㎜布設替工事跡道路本復旧工事」（以下、「水道工事」という）の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。 なお、本工事の施工場所は、水道工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮が図られ、また合算経費の適用により経費縮減が図れる等の大きな利点があることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、水道工事の受注者である株式会社北永と随意契約を行うものです。 随契ガイドライン該当項目 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号） 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 （3）他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹東町水路移設工事	管開削工　（VU）φ600mm L＝53.80m I＝50.05m （HP）φ800mm L＝2.00m I＝1.40m 人孔設置工　1号組立人孔　4か所 2号組立人孔　1か所 附帯工　1式 総延長　L＝55.80m　I＝51.45m	令和 5年 2月14日　から 令和 5年 3月15日　まで （令和 5年2月14日）	大阪府大阪市北区堂島1丁目5番17号 鉄建・田中組特定建設工事共同企業体	7,915,600円	本工事は、大阪府が事業主体の都市計画道路十三高槻線（正雀工区）整備事業（以下、「都市計画道路事業」という。）の施工ヤード内において、事業に支障となる既存水路の移設を行うものです。また、同箇所では都市計画道路事業に併せて、吹東町地内ほか（岸部排水区）の抜本的な浸水対策として、吹田市公共下水道事業岸部幹線整備工事第1工区（以下、「下水道工事」という。）を施工中です。 都市計画道路事業は、令和6年3月の道路供用開始に向け、大阪府が各埋設企業体（水道、下水道、NTT、ガス、電力他）、鉄道事業者、その他関係者と全体の細かな工程調整を行いながら進めており、本工事は令和5年3月上旬の2週間という限られた工期の中で実施する必要があります。 現在、都市計画道路事業の施工ヤード内では各企業体の施工が競合しており、本工事の受注者が新たに参入する場合、各企業体との協議や調整に時間を要すること、使用可能なヤードが狭あいなこと等により、工事完成までに3週間程度の期間を要し、指定された期間内での実施が困難な状況となります。 しかしながら、現在大阪府、各企業体、鉄道事業者及び地元との協議調整を進めながら下水道工事を施工している鉄建・田中組特定建設工事共同企業体であれば、効率的なヤード使用や関係者との協議や調整が可能となり、指定期間内で本工事の完成及び経費の節減が見込めるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に該当するものであり、下水道工事の受注者である鉄建・田中組特定建設工事共同企業体と随意契約するものです。 随契ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 （1）現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。

令和4年度　随意契約一覧表（工事及び工事に係るコンサル）

3月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	岸部南1号線道路改良詳細設計業務(その2)	【設計業務】 予備設計　一式 詳細設計　一式	令和 5年3月3日　から 令和 5年3月27日　まで （令和5年3月3日）	大阪府吹田市江の木町17番37－303号 （株）キミコン　関西支店	3,080,000円	本業務は、令和4年度岸部南1号線道路改良詳細設計業務（以下「当初道路改良詳細設計業務」という。）において、当初の想定と違いオープン水路だと分かり、関係部署と協議した結果、現存する水路の暗渠化の工法や設計等を新たにする必要があったため、当初道路改良詳細設計業務に追加で設計を行うものです 業務内容は当初道路改良詳細設計業務と密接な関連性を有する業務で、当初道路改良詳細設計業務の受注者である(株)キミコン関西支社と随意交渉する場合、その内容についての確認及び照査等が省略できること及び設計内容を熟知しているため、工法選定、構造計算をはじめとした各作業の効率がよくなること等から、一般競争入札及び指名競争入札を行う場合と比較して、業務期間を短縮でき効率的であり、経費面でも有利となります。 以上のことから、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、(株)キミコン関西支社と随意契約するものです。 （随意契約ガイドラインの地方自治法施行令第167条の2第1項第6号） 【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】 （2）既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき。

3月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	本庁舎改修工事監理業務	本庁舎改修工事に伴う監理業務 一式	令和 5年 3月30日　から 令和 7年 6月30日　まで （令和 5年 3月30日）	大阪府大阪市中央区南船場２丁目1番１０号 （株）綜企画設計　大阪支店	60,000,050円	本業務は、増築工事を含む本庁舎改修工事に係る工事監理です。 本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、設計上重要な内容を熟知し、施工段階で決定する詳細な部分の納まりや施工条件（各種制約条件等）など、設計の中で検討した内容についての設計意図が施工に正しく反映されることを、遅延なく詳細に確認する必要があります。具体的には、新たに増築する棟に係る詳細内容及び増築棟と既存棟の構造的な取り合いの確認、増築に伴う既存不適格部分の改修と法的な完了検査等の受検時期の調整、また実際の施工の際に庁舎の通常運営に影響を与えないような仮設計画や施工時期及び時間の制約を十分に把握し判断することが求められることから、本庁舎改修工事の設計業務を行った株式会社　綜企画設計大阪支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約をするものです。 吹田市随意契約ガイドライン （1）契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第２号【測量・建設コンサルタント等業務】 カ特定の者でなければ役務を提供することができないとき⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当